

青森県（青森・岩手県境不法投棄事案について）

平成25年3月現在

事案の概要

事案の経緯

- 現場は、青森県田子町と岩手県二戸市に跨る計27万㎡の土地
- 当該土地の青森県側で産業廃棄物処分量(中間処理(堆肥化)、最終処分)の許可を受けて事業を行っていたが、中間処理により製造した堆肥偽装物等を不法投棄。全体が揮発性有機化合物に汚染されているほか、一部がダイオキシン類に汚染されている。支障等

汚染された浸出水が周辺環境に拡散することで、農業用水源や水道水源が汚染されるおそれがある。

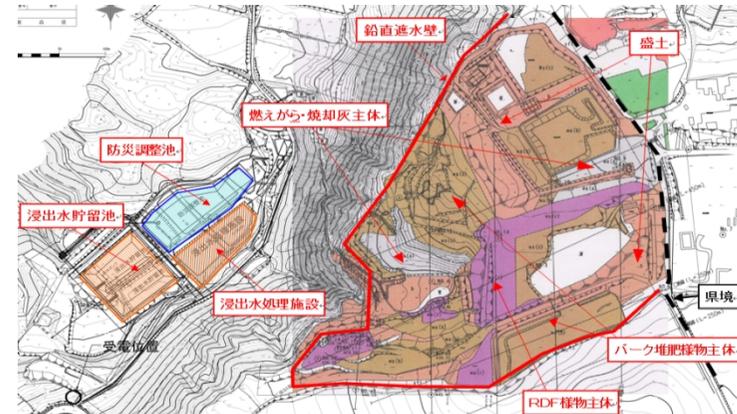


<不法投棄現場状況>
 投棄量:約84.1万㎡
 面積:約11万㎡
 <事業場概要>
 事業区分:中間処理
 (堆肥化)
 処理能力:200トン/日

対策工の概要

事業主体：青森県

- ・廃棄物等の撤去() <全量撤去>
 不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去し、その後場内工作物を撤去する。
- ・浸出水処理及び環境モニタリング対策()
 浸出水処理施設により、1,4ジオキサン等が含まれる汚染水を処理するとともに、周辺環境への影響を監視するため、モニタリングを実施する。



行政対応・責任追及

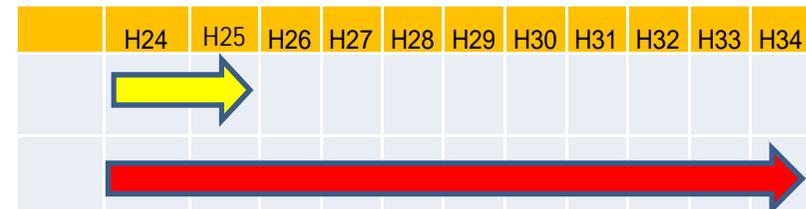
行政対応

本事案の検証結果では、行政調査、警察及び他の部局への情報提供と連携が不十分との指摘があり、県は、適切な情報収集と積極的な行政処分の発出方針の構築、職員の資質向上と警察官OBの配置、他の部局や警察との連携強化を行った。

責任追及

原因者に対して措置命令を発出しており、引き続き費用求償を行うとともに、排出事業者等の調査・費用求償を行う。

スケジュール・費用



事業当初（平成16年）～平成34年 約477億円

岩手県（青森県・岩手県境不法投棄事案について）

平成25年3月現在

事案の概要

事案の経緯

- 現場は、青森県田子町と岩手県二戸市に跨る計27万㎡の土地
- 当該土地の青森県側で産業廃棄物処分業(中間処理(堆肥化)、最終処分)の許可を受けて事業を行っていた廃棄物処理業者が、中間処理により製造した堆肥偽装物等を不法投棄

支障等

- 揮発性有機化合物が混合された燃え殻・汚泥、医療系廃棄物等がバーク類と混合されて投棄
- これら廃棄物によって土壌・地下水が汚染

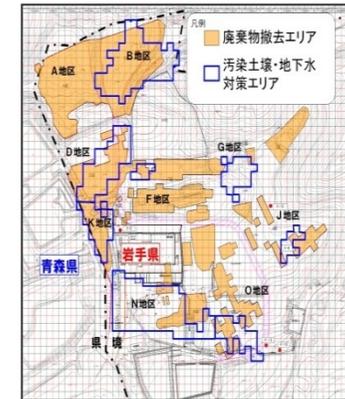


事件発覚直前(H11)の現場航空写真
 <処分場概要>
 許可容量:2,400㎡(岩手側は許可施設なし)
 投棄等量 約109万㎡
 面積:約16万㎡

対策工の概要

事業主体：岩手県

- ### 廃棄物撤去()
- 不法投棄地区にキャットシートを敷設して汚染地下水の発生を防止しつつ、廃棄物を**全量撤去**
 - 平成15年度から撤去に着手、平成25年度までに撤去を完了し、その後、跡地整形等を実施



汚染土壌・地下水対策()

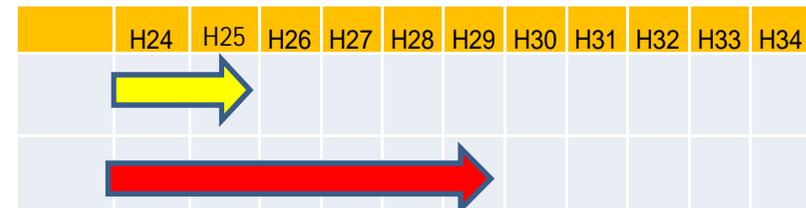
- 土壌・地下水汚染のある地区において、汚染状況に応じて複数の浄化工法を組み合わせ、土壌・地下水を浄化
- 廃棄物の撤去進捗に併せて、平成19年度から浄化に着手
- 平成21年度に環境基準項目に追加された物質への対応も含めて平成29年度までに浄化

行政対応・責任追及

行政対応

- 本事案を教訓に「循環型地域社会の形成に関する条例」等を制定し、優良な廃棄物処理業者の育成、行政処分基準の明確化、有価物偽装対策等を実施
- 専任の廃棄物適正処理指導員の配置や市町村職員への立入検査権限付与など監視指導体制を強化
- 責任追及
- 原因者に対しては措置命令を発出しており、引き続き原因者に対して費用求償を実施
- 排出事業者に対しても調査・費用求償を実施

スケジュール・費用



総事業費：平成15年度～平成29年度 約231億円

秋田県能代事案について

平成25年3月現在

事案の概要

事案の経緯

- ・昭和55年から廃棄物処理業者が最終処分業開始。昭和62年頃から敷地外でVOC(ベンゼン等)を含む汚水滲出等の問題顕在化。
- ・平成10年事業者が倒産し、県が行政代執行等に着手。

支障等

- ・これまでの対策により、周辺地下水で水質が大幅に改善しているが、処分場内ではベンゼンなど一部のVOCが依然として環境基準値を超えて検出。
- ・平成21年11月、環境基準に追加された1,4-ジオキサンが処分場内外で高濃度で検出され、新たな対策が必要。



< 処分場概要 >
埋立処分量: 約101万t
許可容量 約85万m³

対策工の概要 - 事業主体：秋田県

汚染地下水の維持管理対策

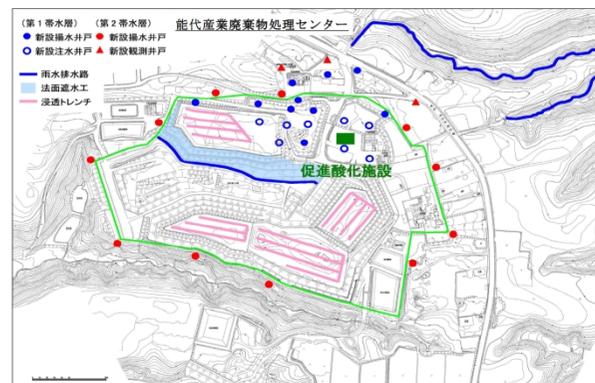
- ・汚染地下水の回収・処理
- ・1,4-ジオキサンに対応した浄化施設の導入。

汚染拡散防止対策

- ・汚染地下水揚水井戸を増設することによる汚染拡散の防止と浄化促進。

雨水排除対策

- ・汚水の効率的な処理を行うため、場内のキャッピング等により雨水を適切に排除。



行政対応・責任追及

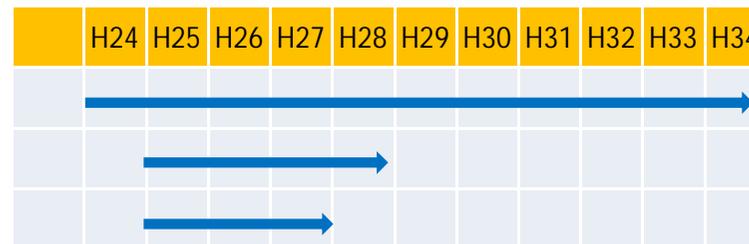
行政対応

行政対応検証では、現時点から見れば、県の監視指導は必ずしも十分ではなかったこと、告発や改善命令等の発出により業者の遵法意識を高め、適切な行動を求めるべきだったこと、提訴を受け、地元住民との意思疎通や情報提供を積極的に行おうとする意識や姿勢が希薄であったこと等の指摘があり、監視指導體制の強化、事業者に対する指導の徹底と研修の強化、地元住民等との対話の重視などを図ってきた。

責任追及

原因者に対しては措置命令を発している。引き続き原因者に対して費用求償していくこととしている。また、経営者の告発を行い、同人に対する罰金刑が確定している。

スケジュール・費用



平成32年度には目標を達成し、その後2年間は維持管理及び効果確認のモニタリングを実施予定。
総事業費 平成16年度～平成34年度 約4.2億円

福井県敦賀市民間最終処分場事案について

平成25年3月現在

事案の概要

・事案の経緯

昭和62年から管理型最終処分場を設置していた産業廃棄物処理業者が、平成8年5月以降平成12年まで、無許可で処分場の容量を変更し、届出容量（約9万m³）を大きく超える約119万m³の埋立処分を行った。

埋立地から漏出した浸出液が、処分場周辺の地下水および直下を流れる木の芽川へ漏出した。

・支障等

排水基準を超過した浸出液が木の芽川に漏出することにより下流域の水源井戸等が汚染されるおそれがある。



< 処分場概要 >

許可容量：約 9万m³
 投棄量：約 119万m³
 産業廃棄物 約 84万トン
 一般廃棄物 約 35万トン
 埋立面積：約 8万m²

対策工の概要

事業主体：福井県

木の芽川流出防止対策
 遮水壁、キャッピング等を設置し、地下水や雨水の流入および浸出水の漏出を防止する。



浸出水低減及び浄化対策
 保有水および浸出水を揚水し、浸出液処理設備により浄化処理する。



行政対応・責任追及

・行政対応

本事案に係る検証では、指導監督権限の行使が不十分、関係機関等との連携不足、県の組織内体制が不十分等指摘され、それに対し、行政処分基準の見直し等、不適正処分への厳正な対応、市町、警察署、土木事務所等関係機関との連携強化、警察職員の配置等廃棄物行政に係る組織体制の強化等を実施した。

・責任追及

原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原因者や排出事業者に対して費用の求償等を実施する。

スケジュール・費用

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
木の芽川流出防止対策	→										
浸出水低減及び浄化対策	→										

総事業費：平成17年度～平成34年度 約111億円
 （うち産廃特措法対象事業費 約78億円）
 浸出水の処理のみを実施。

宮城県村田町最終処分場事案について

事案の概要

・事案の経緯

事業者が平成2年12月から平成13年5月まで、安定型最終処分場において、産業廃棄物処理基準に違反し、許可容量及び許可区域を超えた埋立が行われ、また許可外の廃棄物の埋立が行われたこと等により、高濃度の硫化水素の発生、地下水汚染のおそれ等の問題が発生した。

・現在の支障等

東日本大震災に伴う地盤沈下等のため、雨水の迅速な排水が妨げられた。また、一部の観測井戸では年数回滞留ガスが保有水を伴って噴出している。



< 処分場概要 >

許可容量：約 35万m³
 投棄量：約 103万m³
 埋立面積：約 9万m²

行政対応・責任追及

・行政対応

本事案に係る検証では、認識のあまさ 指導監督権限の行使が不十分等指摘され、それに対し、講習会等の未然防止策の徹底 パトロールなどによる早期発見、早期対応の実施 地域との連携 職員数、質の充実等廃棄物行政に係る組織体制の強化等を実施した。また、本事案に係る職員に対し処分を行った。

・責任追及

原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原因者や排出事業者に対して費用の求償を実施する。

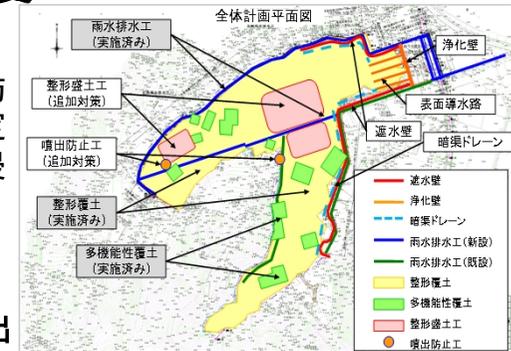
平成25年3月現在

対策工の概要

事業主体：宮城県

雨水浸透防止策

場内整形盛土、ガス噴出防止対策を実施し、水位の安定化、ガス発生抑止、保有水浸出防止を図る。



対策工全体計画平面図

(保有水の汚染濃度の上昇などが見られる場合) 浸出水拡散防止対策を実施。

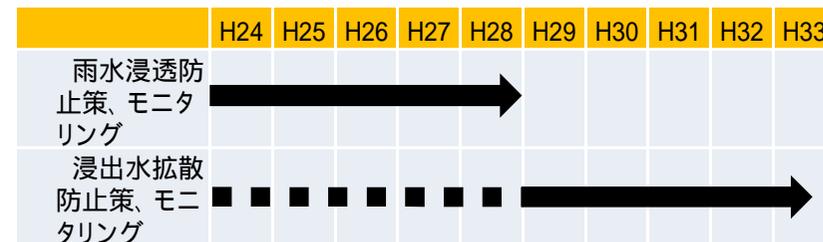
モニタリングの結果、場内保有水の汚染濃度が上昇し、かつ場外地下水において汚染物質の検出濃度が継続的に上昇する兆候が現れ、地下水環境基準を超えるおそれが顕著になった場合に実施。

実施の判断は の後に行い、実施しない場合は事業終了とする。



噴出水の様子

スケジュール・費用



総事業費 平成19年度～平成33年度 約27億円

実施の判断は の後に行い、実施しない場合は事業終了とする。

横浜市戸塚区品濃町事案について

平成25年3月現在

事案の概要

・事案の経緯

処理業者が昭和62年4月に設置した管理型最終処分場において、平成7年から13年にかけて許容量(約74万 m^3)を超過した不適切な埋め立てを行った。

・支障等の内容

場内汚水が遮水の不備区域から処分場外に漏出し、周辺地下水の汚染のおそれが生じている。また、急勾配に廃棄物が積み上げられ、廃棄物が崩落することにより民家や道路等に流出する危険性がある。



< 処分場概要 >

許可容量: 約74万 m^3
 投棄等量: 約91万 m^3
 面積: 約3ha

行政対応・責任追及

・行政対応

本事案を受けた行政対応検証では、当該処理業者への行政指導等に関し、迅速かつ効果的な対応が図られるべきであった等の指摘があり、本市としては、専従機動班の設置等による指導体制の充実や指導基準の全面改定等を行った。

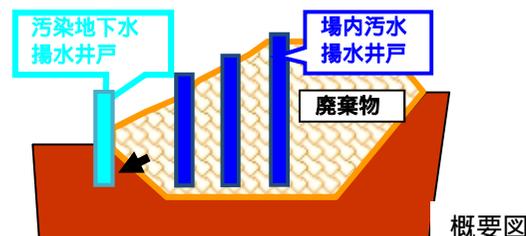
・責任追及

引き続き当該処理業者等に対して費用求償していくとともに、排出事業者に対しても調査し、責任追及を行う。

対策工の概要 — 事業主体：横浜市

地下水等の汚染防止対策

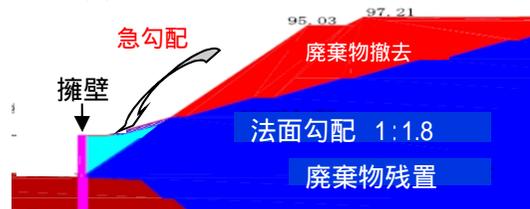
処分場内に汚水揚水井戸の設置により汚水の漏出を抑制し、汚染地下水揚水井戸の設置により地下水の汚染拡散防止を行う。



概要図

廃棄物崩落、飛散防止対策

擁壁を設置し、急傾斜部分を安定勾配に整形・覆土することにより、廃棄物の崩落・飛散を防止する。



概要図

スケジュール・費用

	H24	H25	...	H29
地下水等の汚染防止対策	→			
廃棄物崩落、飛散防止対策	→			

総事業費：平成20年度～平成29年度 約57億円

三重県桑名市五反田事案について

事案の概要

・事案の経緯

処分業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に周辺地下水等が揮発性有機化合物(VOC)により汚染されていることが判明した。そのため平成13年度より行政代執行に着手し平成20年3月までに汚染地下水の浄化等の目標を達成した(平成17年度から3カ年は産廃特措法に基づく特定支障除去等事業として実施)。

しかし、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明したことから、平成23、24年度に特定支障除去等事業として汚染拡散防止の緊急対策に着手した。

・支障等

緊急対策では、汚染源を対象とした抜本的な対策が図られないことから、周辺河川に汚染地下水が滲出するおそれがある。



< 不法投棄地概要 >

廃棄物埋設区域 : 約2,900m²
 特定産業廃棄物量 : 約27,000m³

行政対応・責任追及

・行政対応

第1次検証(平成16年度)では、監視・指導体制の充実 職員能力の向上等の指摘があり、本県として、警察官の派遣等監視・指導体制の強化 担当職員の研修の実施等を行ってきた。その後、第2次(平成22年度)及び第3次(平成24年度)検証での指摘に対し、再発防止策の進捗管理表の作成・公表 取組状況のフォローアップを進めていくこととしている。

・責任追及

引き続き原因者に対して費用求償していくとともに、原因者や排出事業者等、不法投棄に関与した者の調査を継続する。

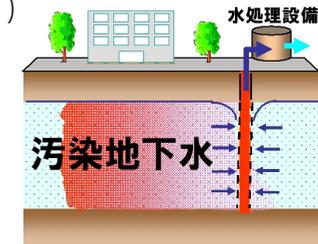
平成25年3月現在

対策工の概要

事業主体：三重県

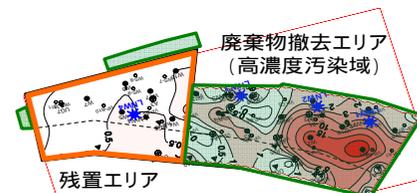
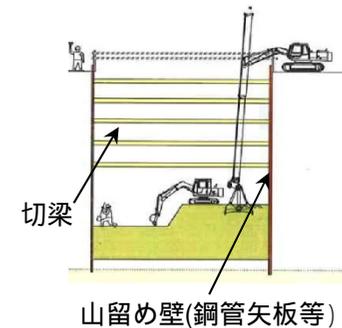
・汚染地下水の揚水浄化対策()

遮水壁内外の井戸から揚水した汚染地下水を水処理施設で処理し浄化を図る。

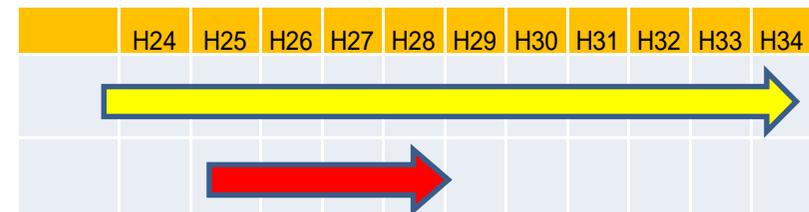


・汚染源である廃棄物等掘削処理()

汚染源対策として、高濃度汚染域の廃棄物及び汚染土壌(一部)を撤去し場外処分を行うとともに、残置エリアの遮水壁補強を行う。



スケジュール・費用



総事業費：平成23年度～平成34年度 約79億円

三重県四日市市内山事案について

事案の概要

・事案の経緯

処分業者により、産業廃棄物安定型最終処分場等において、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われ、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明したことから、県は、平成19年2月、緊急対策としてガスの回収処理等の行政代執行に着手した。

・支障等

行政代執行により、硫化水素ガス濃度は一定レベルまで低下しているものの、その後の調査において、発生原因物質が多く含まれている部分が確認されたことなどから、今後も継続して高濃度の硫化水素ガスの発生が懸念される。

また、廃棄物の間隙から周辺への硫化水素ガス等の漏洩が懸念されるとともに、一部急勾配となっている法面の崩落が起きた場合には、硫化水素ガス等が漏洩し、周辺での悪臭等の被害など、生活環境保全上の支障のおそれがある。

<処分場概要>

許可容量：約10万m³
 許可面積：約1万m²
 投棄量：約34万m³
 投棄面積：約2万m²



青：許可・届出区域
 赤：廃棄物埋設区域
 黄：中間処理場



行政対応・責任追及

・行政対応

平成23年度の行政対応検証では、的確に改善状況を把握し、その履行状況に沿って適切な指示をしていないこと、法律の運用解釈力が欠如していたこと等の指摘があり、これに対し、これまで既に再発防止策として研修を行うなど人材育成や組織力向上等の取組を行ってきたが、さらに本県として、職員の経験、情報等を共有する仕組みづくり、法務能力の向上等の取組等を進めていく。

平成24年度の行政対応検証での指摘に対しては、再発防止策の進捗管理表の作成・公表、取組状況のフォローアップを進めていくこととしている。

・責任追及

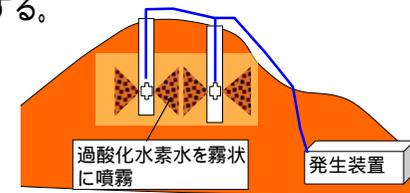
原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原因者に対して費用求償していくとともに、排出事業者に対しても自主的な措置を求める等、厳しく責任追及を行う。

平成25年3月現在

対策工の概要 — 事業主体：三重県

・硫化水素ガス対策(第1段階)

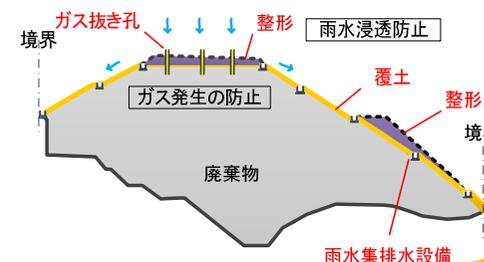
硫化水素ガスが高濃度に発生している範囲等において、廃棄物層内に過酸化水素水を噴霧(霧状酸化剤注入法)して発生原因物質である有機物を分解し、硫化水素ガスの発生を抑制する。



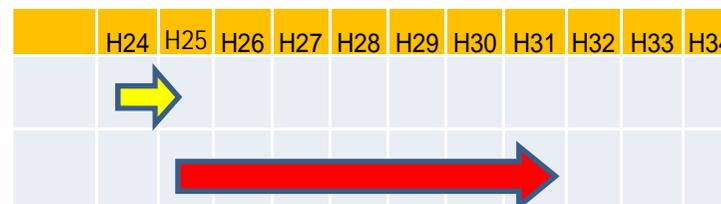
・恒久対策(第2段階)

整形覆土工を実施し、雨水の浸透を防止するとともに、法面の安定性確保や法面補強を行う。

また、硫化水素ガス等の発生防止機能を持たせた覆土等を実施する。



スケジュール・費用



総事業費：平成24年度～平成31年度 約13億円

事案の概要

事案の経緯

昭和55年3月に処理業者が設置して埋立を開始した安定型処分場において、平成2年ごろから許可品目外、許可容量を超えた埋立てが行われた。

その後、平成11年には処分場敷地境界において高濃度の硫化水素ガスの発生が確認された。また、処分場跡地内とその近傍で、地下水の汚染が確認されている。

支障等

上記により、周辺地下水の汚染のおそれ、廃棄物飛散流出のおそれ、悪臭発生のおそれが生じている。



<処分場概要>
許可容量：約40万^m³
投棄等量：約72万^m³
面積：約4.8万^m²

対策工の概要

事業主体：滋賀県

すべての対策を講じるには相当の期間が必要
対策を一次対策と二次対策に二分

<一次対策>

一次調査で位置が特定された原因廃棄物等を掘削除去するとともに、既存水処理施設を活用した浸透水の揚水浄化を実施する。

<二次対策>

二次調査で位置が特定された原因廃棄物等を掘削除去するとともに、廃棄物土と地下水帯水層が接する箇所の遮水を実施。あわせて法面整形及び覆土を実施する。

また、水処理施設を新設し浸透水の揚水浄化を行うとともに、換気管を設置して廃棄物土層の嫌気状態を解消する。

行政対応・責任追及

行政対応

本事案を受けた行政対応検証では、強制力のない行政指導による是正の反復、人数不足による監視・指導の不徹底、優良事業者であるとの職員の認識、などの問題点について指摘があった。

これに対し、当県は行政処分を速やかに発出する体制づくり、監視等の体制の強化、職員の研修の強化などを行った。

今後行おうとする措置

原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原因者に対して費用求償していくとともに、排出事業者に対しても調査・費用求償を実施する。

スケジュール・費用

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
一次対策	→										
二次対策			→								

【事業費】一次対策：約4億円 二次対策：約70億円